

介護サービス事業者の 各種届出等について

県南広域振興局 長寿社会課

目次

- 1 指定更新
- 2 変更届
- 3 廃止・休止届
- 4 再開届
- 5 体制届
- 6 業務管理体制の届出
- 7 共生型サービス
- 8 介護サービス情報の公表
- 9 介護サービス事業者経営情報の報告
- 10 電子申請・届出システム
- 11 介護職員等処遇改善加算

1. 指定更新

6年間の指定有効期間満了日までに指定更新を受ける必要があります

(1) 提出書類

- ① 指定更新申請書
- ② 添付書類

(2) 提出時期

有効期限満了の2か月前までに県南広域振興局長寿社会課に提出してください。

(3) 更新案内

更新対象事業所・施設あてに案内文書を発送（4か月単位で年3回実施）

(4) その他

同一事業所で介護予防のサービス指定を併せて受けており、それぞれの有効期限が異なっている場合には、併せて更新できますので、希望する場合には介護予防事業所の更新申請も提出願います。

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

更新申請に係る提出書類一覧表〔指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定施設サービス〕

			①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧				⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		備 考	
			訪問介護	共生型	訪問入浴介護 (予防)	訪問看護 (予防)	訪問リハ (予防)	居宅療養管理 指導(予防)	通所介護	共生型	通所リハ (予防)	短期入所生活介護(予防)				介護 短期入所療養 (予防)	特定施設入居 者生活介護 (予防)	福祉用具貸与 (予防)	特定福祉用具 販売(予防)	福祉老人 施設	介護老人 保健施設	介護老人 保健施設	介護医療院													
1	申請書様式		第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第31号	第35号	第39号 の3							
2	付表		1-1	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10	1-10	1-11	1-12	1-13	1-14	1-15	1-16	1-17														
3	添付書類	(1) 登記事項証明書又は条例等	◆		◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆														
		(2) 病院・診療所の使用許可証等の写し				▲ ※4	▲ ※4	▲ ※4			▲ ※4					▲ ※4																				
		(3) 薬局の開設許可証の写し						▲ ※4																												
		(4) 介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し									▲ ※4						▲ ※4																			
		(5) 特別養護老人ホームの許可証等の写し																			◆															
		(6) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※1	○	○	○	○			○ ※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式 1											
		(7) 訪問看護ステーション管理者の免許証の写し				▲ ※4																														
		(8) 平面図	◆		◆	◆	◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	▲ ※7	◆	◆	標準様式 2												
		(9) 設備・備品等一覧表			◆				◆			◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	▲ ※7	◆	◆	標準様式 3												
		(10) 併設する施設の概要																			◆	◆	◆													
		(11) 施設を共用する場合の利用計画																			▲ ※7	◆	◆													
		(12) 施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）																				◆	◆													
		(13) 運営規程	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆												
		(14) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	標準様式 4											
		(15) 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容			◆								◆	◆	◆			◆			◆	◆	◆													
		(16) 福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）																	◆																	
		(17) 受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等																◆						標準様式 5												
		(18) 誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式 6											
		(19) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号																○			○	○	○	標準様式 7												
		(20) 通院等のための乗車又は降車の介助に係る市町村意見書	◆ ※2	◆ ※2																																
		(21) 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る意見書																◆																		
		(22) 管理者・サービス提供責任者の経歴書	◆ ※3			◆ ※5																														
		(23) 指定障害福祉サービス等の事業所指定通知書の写し（更新している場合は、その通知書の写し）		○						○						○																				
		(24) 建築基準法の規定による検査済証の写し							◆				◆					◆			◆	◆	◆													
		(25) 消防用設備等検査済証の写し							◆				◆					◆			◆	◆	◆													
4	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙1－2、別紙1－2 別紙2 ※8													
提出先			盛岡・県南・沿岸・県北広域振興局保健福祉環境部、宮古・大船渡・二戸保健福祉環境センター																																	

2. 変更届

介護事業所は、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合は、**変更後10日以内**に届出が必要です。

(1) 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 添付書類

※変更事項によって、添付書類が異なる

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>
からダウンロード・確認

変更許可申請・届出に係る提出書類一覧表

		①		②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧				⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭		⑮		添付書類等	
		訪問介護	共生型	訪問入浴介護(予防)	訪問看護(予防)	訪問リハ(予防)	居宅療養管理指導(予防)	通所介護	共生型	通所リハ(予防)	短期入所生活介護(予防)				短期入所療養介護(予防)	特定施設入居者生活介護(予防)	福祉用具貸与(予防)	販売(予防)	特定福祉用具	福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院				
		第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第22号の2	第24号	第24号	第24号	第24号	第32号	第34号	第38号	第39号の2	第39号の6		
2 手数料																					33,000円※		33,000円※		※構造設備の変更を伴うものに限る。	
3 変更があった事項	(1) 事業所・施設の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	運営規程(新・旧)	
	(2) 事業所・施設の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	運営規程(新・旧)、平面図(移転の場合)	
	(3) 申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	登記事項証明書・条例等(新)	
	(4) 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	登記事項証明書・条例等(新)	
	(5) 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	変更事項が分かる書類(登記事項証明書等)、誓約書(交代の場合)	
	(6) 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○		○	登記事項証明書・条例等(新)	
	(7) 事業所の建物の構造、専用区画等	○		◎◎	○	○	○	◎◎		◎◎	◎◎	◎◎	◎◎		◎◎		◎◎	◎◎	◎◎	◎◎					平面図、建築基準法・消防法に係る検査済証の写し(移転・増築の場合) ◎設備等一覧表【標準様式3】	
	(8) 備品			○																					備品の概要を記載した書類	
	(9) 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	○		○	◎●	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○※		○※	勤務形態一覧表(標準様式1、交代の場合)、誓約書(標準様式6、交代の場合)、資格者証の写し(資格が必要なものに限る。) ●経歴書(訪問看護ステーションの場合) ※事前に承認を受けること	
	(10) サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○																							勤務形態一覧表(標準様式1)、サービス提供責任者の経歴(介護福祉士証等の写しに代えることが可能)	
	(11) 運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	◎	○※	◎	○※	◎職種、員数・職務内容・入所定員の増加の場合(定員増加の場合は事前相談が必要) ※許可申請の場合以外	
	(12) 協力医療機関(病院)			○								○	○	○				○		○	○		○		変更後の契約書等の写し	
	(13) 協力歯科医療機関																○			○	○		○		変更後の契約書等の写し	
	(14) 事業所の種別				○	○	○			○					○											
	(15) 提供する居宅療養管理指導の種類						○																			
	(16) 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)											○	○												平面図、体制届	
	(17) 利用者、入所者又は入院患者の定員							※		※		○			○	○(増加)									勤務形態一覧表(増加の場合)、平面図(増員の場合) ※運営規程の変更要	
	(18) 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)																	○								
	(19) 併設施設の状況等																			○		○		○		
	(20) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号																○			○		○		○	勤務形態一覧表、資格者証の写し	
	(21) 敷地面積																				○		○		平面図	
	(22) 建物構造														1							○		○		平面図、写真
	(23) 施設の共用の場合の利用計画																				○		○			
提出先		盛岡・県南・沿岸・県北広域振興局保健福祉環境部、宮古・大船渡・二戸保健福祉環境センター																								

3. 廃止・休止届

廃止・休止しようとする日の1か月前までに届出が必要

(1) 提出書類

- ① 廃止・休止届出書
- ② 利用者の移管先リスト等

(利用者が別の事業所において介護サービスを継続利用できるよう配慮)

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

4. 再開届

休止していた事業を再開する場合は、**再開した日から10日 以内**に届け出が必要
(届出がないまま、介護報酬を請求した場合は、請求エラーとなります。)

(1) 提出書類

- ① 再開届出書
- ② 従業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>
からダウンロード・確認

5. 体制届

介護給付費算定に係る体制等に変更があった場合は届出が必要

(1) 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（該当サービスが記載のページのみ）
- ③ 添付書類

(2) 提出期限

- ① 居宅系サービス事業所（訪問系・通所系・福祉用具）
 - 毎月15日までに届出 ⇒ 翌月から算定可能
 - 毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定可能
- ② 介護保険施設、短期入所系サービス事業所
 - 月の初日までに届出 ⇒ 当該月から算定可能
 - 月の初日以降に届出 ⇒ 翌月から算定可能

(3) 注意点

- ・ 確実に算定できることが見込まれた時点で提出
- ・ 加算を不要とする場合は、その状況が確実になった時点で、速やかに提出

○各サービスに共通する加算・減算

加算・減算	内 容
特別地域加算	離島や山村などの一定地域（特別地域）にある事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等における小規模事業所加算	特別地域以外の中山間地域などにある小規模な事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域の居住者に対して通常の事業実施範囲を超えてサービスを提供した場合の加算
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の配置割合や職員の勤続年数、職員に対する研修など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算
介護職員等処遇改善加算	介護職員の資質向上の取組、雇用管理・労働環境の取組など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算

加算・減算	内 容
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態などの基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたりその情報を活用している事業所として県に届け出た事業所に対する加算
同一建物等減算	サービス事業者と同一の建物や敷地内、集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合
定員超過減算	利用者・入所者の数が事業所・施設の定員を超えている場合
人員基準欠如減算	従業員の配置が事業所・施設の人員基準を満たしていない場合

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式等について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1053372/index.html>

からダウンロード・確認

6. 業務管理体制の届出

- 実施しているサービス数により、届け出る書類が異なる。（下表のとおり）
- 事業者として既に届出済みの場合は、提出は不要
- 届出内容や届出先の区分が変更になった場合は、14日以内に変更届出書を提出
- 法人の代表者、法令遵守責任者等が変更となった場合は、変更届が必要となります。（管理者が法令遵守責任者となっている法人は、人事異動等により変更となった際は、業務管理体制の変更届も忘れずに届出願います。）

サービス数	法令遵守責任者選任	法令遵守規程の概略	法令遵守にかかる 内部監査規程の概略
20未満	○		
20以上 100未満	○	○	
100以上	○	○	○

区 分		提 出 先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者		
	事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
	上記以外の事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
② 地域密着型サービス事業（予防含む）のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町内に所在する事業者		市長 町長
③ ①及び②以外の事業者		
	ア 主たる事務所の所在地が岩手県内にある介護サービス事業者	岩手県知事
	イ 主たる事務所の所在地が岩手県外にある介護サービス事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003728.html>

からダウンロード・確認

7. 共生型サービス

介護保険と障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所であれば、もう一方の制度における「共生型サービス」の指定を受けてサービス提供できます。

障害者総合支援法等	介護保険法
○指定居宅介護事業所 ○重度訪問介護に係る事業所	○訪問介護事業所
○指定生活介護事業所 ○指定自立訓練（機能訓練）事業所 ○指定自立訓練（生活訓練）事業所 ○指定児童発達支援事業所 ○指定放課後等デイサービス事業所	○通所介護事業所
○指定短期入所事業所	○短期入所生活介護事業所 ○介護予防短期入所生活介護事業所

8. 介護サービス情報の公表

「介護サービス情報の公表」制度について、詳しくはこちらを御覧ください

- 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>



- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

9. 介護サービス事業者経営情報の報告

介護保険法の改正により、令和6年度から介護サービス事業所は、経営情報等を都道府県知事に報告することが義務化されました。（介護保険法第115条の44の2）

原則として、全ての介護保険サービス事業者が報告の対象となります。ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等により報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外となります。

「経営情報の報告」制度については、詳しくはこちらを御覧ください。

- 介護サービス事業者経営情報データベースシステム（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス事業者経営情報の報告」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushou/fukushi/kaigo/jigyoushou/1078786.html>

10. 電子申請・届出システム

厚生労働では、介護サービス事業所等が行う指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請・届出システム」の運用を開始しています。

本県では、令和6年10月から本システムを用いた申請・届出の受付を開始しています。

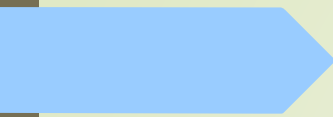
介護保険法施行規則の改正に伴い、やむを得ない事情がある場合を除き、原則すべての申請・届出について、電子申請・届出システムの受付に移行しますので、御留意ください。

○ GビズIDの取得方法について

電子申請・届出システムの利用には、GビズIDが必要です。

以下のリンクから作成することができます。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



「電子申請・届出システムの概要」について、詳しくはこちらを御覧ください。

- 厚生労働省ホームページ

「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ

「介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1070532.html>

11. 介護職員等処遇改善加算

(1) 令和6年度実績報告書の提出について

令和6年度中に「介護職員等処遇改善加算」等（新加算及び旧3加算）を取得した場合は、**実績報告書**を提出する必要があります。**期限までに必ず提出してください。**

なお、実績報告の積算の根拠となる詳細な積算資料について提出を求める場合があります。提出を求められた場合に速やかに提出できるようにしておいてください。

※注1) 介護職員等処遇改善加算（「新加算」という。）

※注2) 介護職員等処遇改善加算（「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（「旧ベースアップ等加算」という。旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）

※注3) 提出期限は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までとなります。**加算の支払最終月が令和7年5月（3月サービス提供分）**である場合は、**実績報告書の提出期限は令和7年7月末**までとなります。

実績報告の取扱いの詳細については、こちらを御覧ください。

○ 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ

「令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/kaigo/1085997.html>

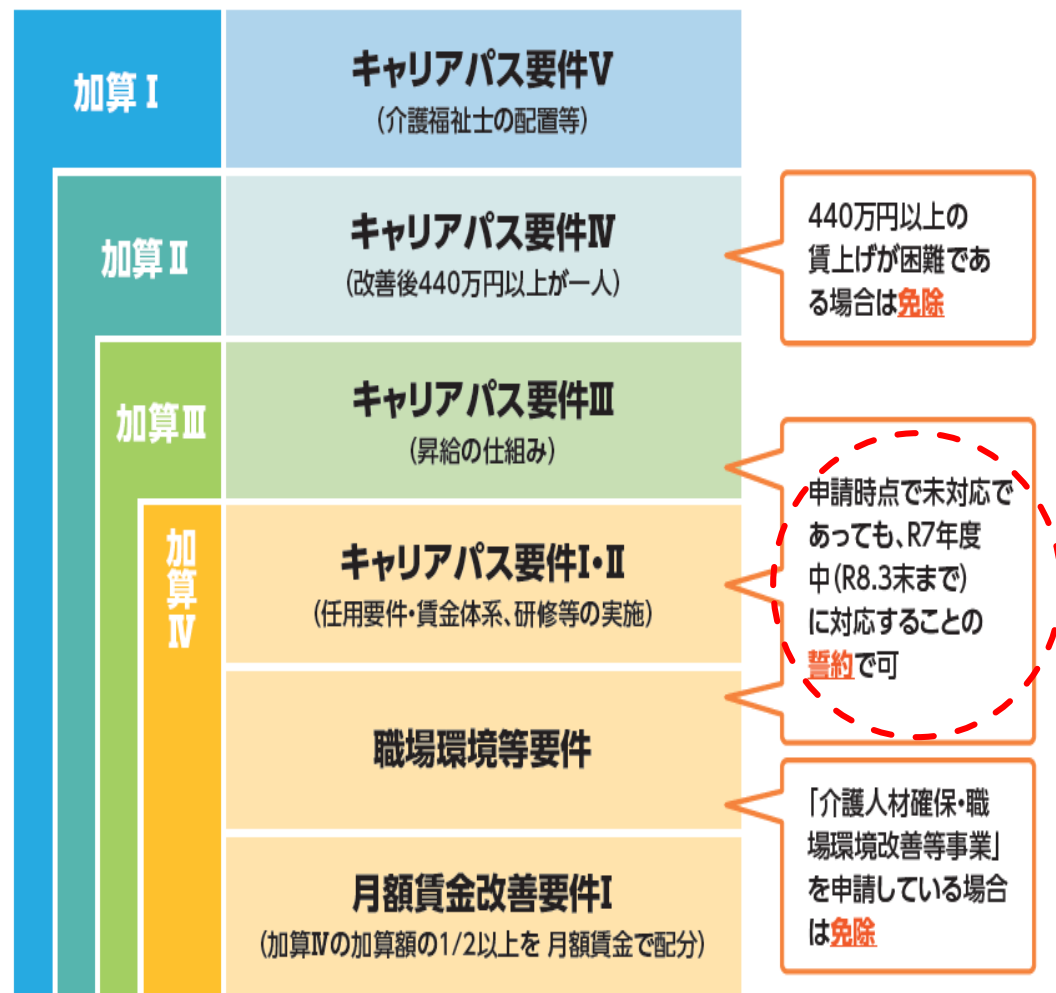
(2) 処遇改善加算の取得要件（令和7年度）

- ① 賃金改善計画の策定・実施
- ② 介護職員の資質向上の取組
（月額賃金改善要件Ⅰ・Ⅱ、
キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・
Ⅳ・Ⅴ、職場環境改善要件）

※注）月額賃金改善要件Ⅱは、令和6年5月31日時点で旧処遇改善加算を算定しており、かつ旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定する場合に限る。

一部要件について令和7年度中の対応を誓約して加算取得している場合は、年度末までに計画的に体制整備を進めてください。

出典：第245回社会保障審議会介護給付費分科会資料



(3) 令和7年度における新規の加算算定について

法人として新規で加算を取得する場合は、**加算を受けようとする月の前々月の末日までに「介護職員処遇改善計画書」等の提出が必要となります。**

また、他の加算と同様に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出も必要となりますので、計画書等とあわせて提出してください。

※例) 令和7年10月から新たに加算取得したい場合は、**令和7年8月末日までに計画書等、体制届等**の提出が必要となります。

(4) 令和7年度における処遇改善計画書の変更の届出について

次の場合には、必要書類を添えて変更の届出が必要となります。なお、介護給付費算定に係る体制等に関する届出も必要となる場合は、本資料「5. 体制届」の提出期日までに提出ください。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合
- ③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況に変更（算定する加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合
- ④ キャリアパス要件Ⅴに係る適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合
- ⑤ 算定する加算の区分の変更を行う場合
- ⑥ 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

(5) 令和7年度実績報告書について

算定を受けた年度の翌年度の7月末頃を提出期限として予定しています。

年度途中で加算を取得していた事業所を廃止等する場合も提出が必要です。

(6) 届出内容を証明する資料の保管等について

積算の根拠となる詳細な積算資料等について、提出を求める場合があります。**提出を求められた場合に速やかに提出できるよう、適切に保管してください。**

令和7年度分の加算取得にかかる手続など詳細については、こちらを御覧ください。

○ 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ

「令和7年度介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限等について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1080353.html>

(7) 参考情報

- ① 厚生労働省では**専門家による支援が無料**で受けられる**個別相談窓口**を設置しています。

加算の新規取得や上位加算の取得に向けて、
有効に御活用ください。

詳細については、こちらを御覧ください。

- 厚生労働省個別相談窓口ホームページ
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp/>

- ※ 社会保険労務士によるzoomオンライン相談。
相談時間は、30分～1時間程。
- ※ 実施期間は令和8年3月までですが、**定員に達し次第終了**となりますので御注意ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援に係る調査・分析等一式

介護職員等処遇改善加算個別相談支援のご案内

令和7年度の申請分より加算Ⅱを取得しやすくなりました。この機会にぜひ取得をご検討ください！

加算取得申請前の方！

加算の要件をどうやって満たすかわからない

加算申請書類作成中の方！

書類作成の進め方にアドバイスがほしい

加算算定後の方！

計画に沿って実際に運用ができていないか不安

専門家が無料支援



専門家の支援が無料で受けられます

加算の取得に必要な各種規程や昇給の仕組み構築などについて専門家から無料でアドバイスを受けられます。

実施期間	内容
令和7年5月～令和8年3月 ※定員に達し次第終了とさせていただきます。	専門家(社会保険労務士)による介護職員等処遇改善加算取得に関する無料相談支援
対象 ①介護職員等処遇改善加算未取得事業所 ②介護職員等処遇改善加算取得済事業所で上位区分の取得を目指す等、本支援を必要とする事業所	実施内容 ①現状のヒアリング ②専門家による区分取得に向けてのアドバイス
	参加費用 無料 ※オンラインでのアドバイスになります。

② **職場環境等要件**については、厚生労働省から**取組事例集**が公開されています。

こちらをあわせて御活用ください。

○ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/r7_jireisyu.pdf

処遇改善加算の取得等を通じて、働きやすい職場環境づくりや職員のスキルアップを進め、人材確保や職場定着の促進・サービスの質の向上につなげていきましょう。

